

2015年4月スタート「食品表示法」

栄養成分表示が義務化されました!!

- 消費者向けの加工食品に、栄養成分表示が義務化されました。
- 生鮮食品や業務用加工食品は、任意で表示することができます。
- 新しい表示に移行するための経過措置期間は、加工食品は2020年3月31日
生鮮食品は2016年9月30日です。

栄養成分の表示方法

- 次の5項目を必ず表示してください。
①熱量(エネルギー) ②たんぱく質 ③脂質 ④炭水化物 ⑤ナトリウム(「食塩相当量」で表示)
- 次の2項目は表示を推奨されています。

◇飽和脂肪酸 ◇食物繊維

【表示例】

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量(エネルギー)	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

《食品単位とは》

当該食品の100g若しくは100mlまたは1食分、1包装その他の1単位をいいます。

※単位が1食分である場合は、1食分の量を(〇〇g)と併記します。

《食塩相当量》

食塩相当量(g) = ナトリウム(mg) × 2.54 ÷ 1000

※ナトリウム塩を添加していない場合のみ、「ナトリウム」の量を併記することができます。【表示例】

ナトリウム mg
(食塩相当量 g)

栄養成分表示の設定方法

- 「分析値」「計算値」「参照値」これらの「併用値」を用いることができます。
- いずれの方法も、結果として表示された含有量に合理的な根拠が必要になります。
- 許容差の範囲に収まらない場合は、「推定値」または「この表示値は目安です。」と表示してください。
- 表示された値の設定の根拠資料は、保管しておく必要があります。

栄養成分表示が省略できる場合

- 表示可能面積が小さいもの(おおむね30cm²以下)
- 酒類
- 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの(例:香辛料)
- 極めて短い期間で原材料(その配合割合を含む。)が変更されるもの
- 小規模事業者が販売するもの
 - ・消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者
 - ・おおむね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者
(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)

問い合わせ先

県民生活課
または
各保健所



©2015秋田県
んだっちゃんH290134